

事業主
の皆さま

12月 以降の届出は

住民票上の住所 の記載が必要です

令和5年12月から省令改正および事務連絡

12月以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、新規取得者の「資格取得届」「被扶養者異動届」には『住民票上の住所』をご記載ください

- ☑ 『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です
- ☑ 「居所住所」は、健康診断のご案内など健保組合から加入者へ郵送物を送付する場合に必要です

12月以降、加入者の住所(住民票上の住所・居所)について変更があった際は、「住所変更届」で届け出てください。



記載方法がわかります

例 資格取得届

1. 氏名	2. 生年月日	3. 性別	4. 種別	5. 住所
3. 取得年月日	4. 取得(該当)年月日	5. 被扶養者	6. 備考	
住所				

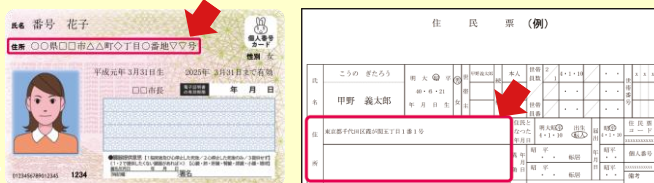
住所欄には、住民票に記載された住所をご記載ください。
なお、当組合からの郵便物を住民票以外の住所(居所)に送付をご希望される場合は、「健康保険被保険者(被扶養者)住所(変更)届」をご提出ください。

! 「被扶養者異動届」も同様に「住所」欄の記載方法が変わりますのでご注意ください
『住民票上の住所』が変更となった際は、「健康保険被保険者(被扶養者)住所(変更)届」をご提出ください。

「資格取得届」「被扶養者異動届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)』のいずれかが記載されている場合に、受付をさせていただきます(記入漏れがあった場合には返戻させていただきます)。

住民票上の住所はココを確認を!

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず赤枠の住民票上の住所の記載をお願いします。



なお、マイナンバーの提出が遅延している場合には、健保組合によるオンライン資格確認等システムへのデータの登録のため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会によりマイナンバーを取得し、登録させていただく場合もあります。健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。加入者のマイナンバーの早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。